

1 6 7 号建物ほか換気設備取替工事

担当部隊 陸上自衛隊練馬駐屯地業務隊	工事名称 1 6 7 号建物ほか換気設備取替工事	図面名称 表 紙	縮 尺 図示	図面番号 1/9
-----------------------	-----------------------------	-------------	-----------	-------------

仕 様 書

1 工事件名：167号建物ほか換気設備取替工事

2 場 所：東京都練馬区北町4丁目1-1 陸上自衛隊練馬駐屯地内

3 業務概要：換気設備取替 8箇所

4 履行期限：令和9年3月31日

5 一般事項

- (1) 本業務は、本仕様書による他下記仕様書及び関係法規を準拠する。
 - ・(国)公共建築工事標準仕様書(建築・機械設備・電気工事編)
 - ・(国)公共建築改修工事標準仕様書(建築・機械設備・電気工事編)
- (2) 仕様書と業務内容に相違ある場合、仕様書に明記なき場合又は仕様書に疑いを生じた場合は、契約担当官・監督官と協議し、その指示に従い行うものとする。
- (3) 現場の安全衛生に関する管理は現場代理人が責任者となり、関係法令を遵守して行うものとする。
- (4) 作業に先立ち監督官と協議の上、実施工程表を作成し提出する。
- (5) 図面・材料等の見本は、必要に応じ監督官に提出し、承認を得るものとする。
- (6) 工事写真はカラーサービス版又は電子データ(jpg)撮影とし、作業前・作業中・作業後・材料搬入時及び作業後において隠蔽部となる箇所を必ず撮影するほか、その他監督官の指示する箇所を撮影する。また、作業後はエクセル等に整理の上提出する。
- (7) 業務に必要な電気・水道等は請負業者の負担とする。
- (8) 現場で火気を使用する場合は、監督官に申告した後、必要な手続きを行い許可された後に使用する。(各種溶接作業も含む)
- (9) 施設に損傷を与えた場合は延滞なく監督官に報告すると共に、監督官の指示に基づき請負業者の責任において原状に復旧する。
- (10) 業務に関する提出書類・申請書等は、全て官側が示す規格・様式により作成し、速やかに監督官に提出する。
- (11) 現場のおさまり等により軽微な変更の必要性が生じた時は、監督官と調整しその都度指示に従うこと。ただし、請負金額・工期等の変更は行わないものとする。
- (12) 本工事において、現場及び許可された場所以外への無断立入りは禁止とする。なお、立入りが必要な場合については、監督官と協議し、必要な手続きを行うこと。
- (13) 本工事は、役務完了後1年間を保証期間(瑕疵期間)とする。その間に発生した不具合については、請負業者の責任において速やかに対処する。
- (14) 金属類発生材は関係書類提出後監督官の指示する場所に集積する。その他はすべて廃棄物の処理及び清掃に関する法令に基づき処理すること。なお、産業廃棄物処理票(マニフェスト票)の写しを提出すること。

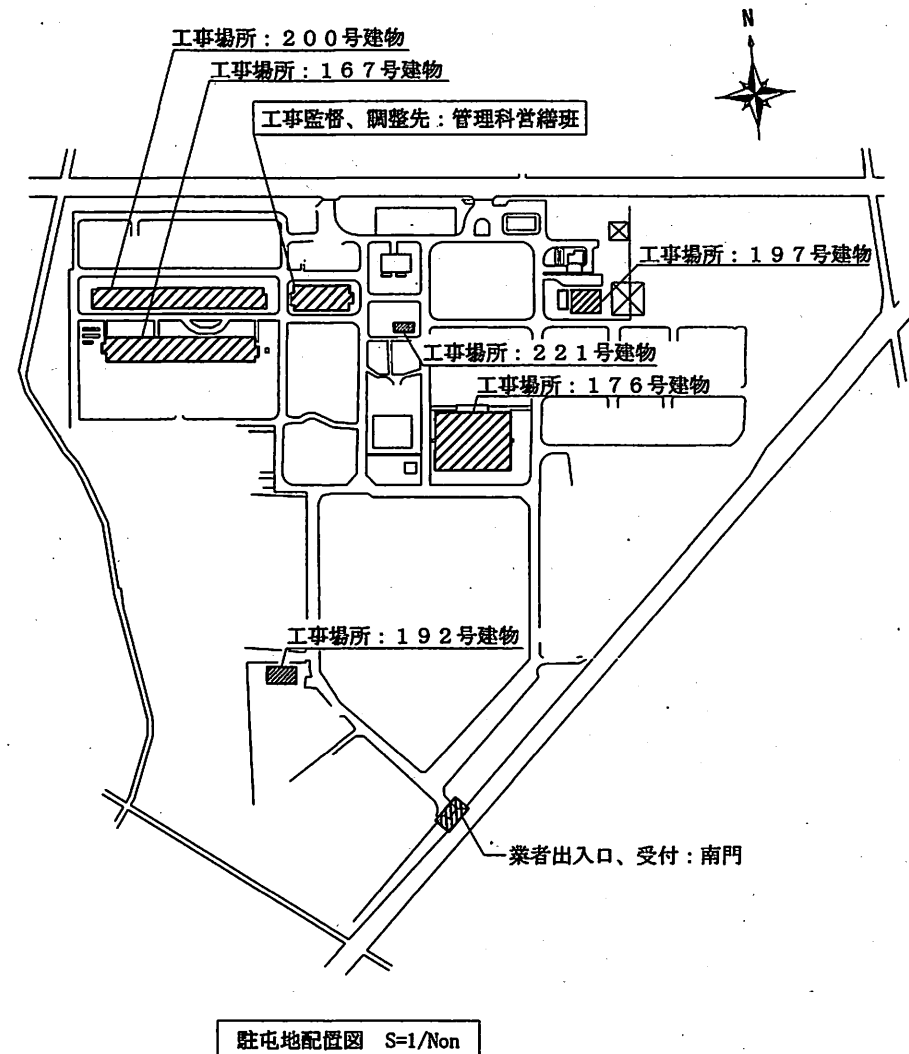
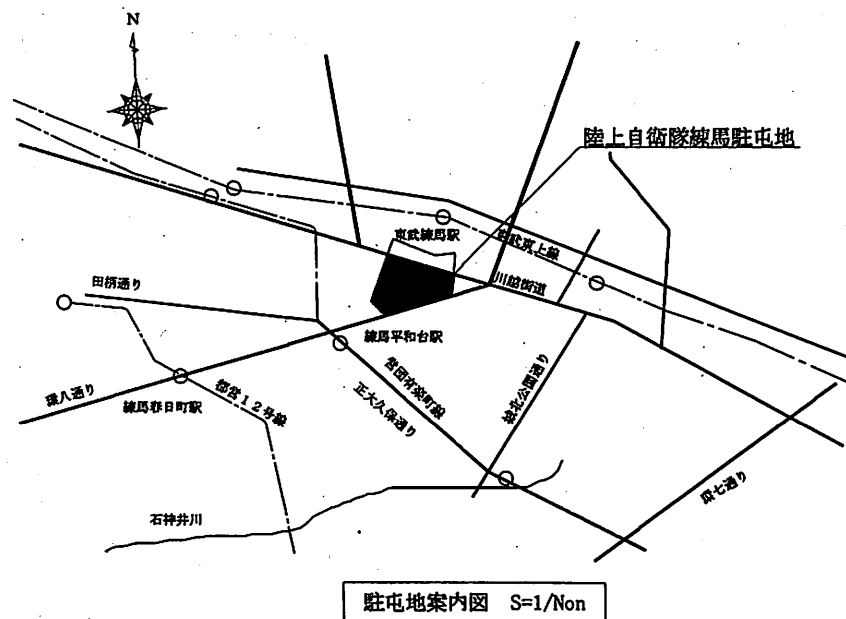
6 特記事項

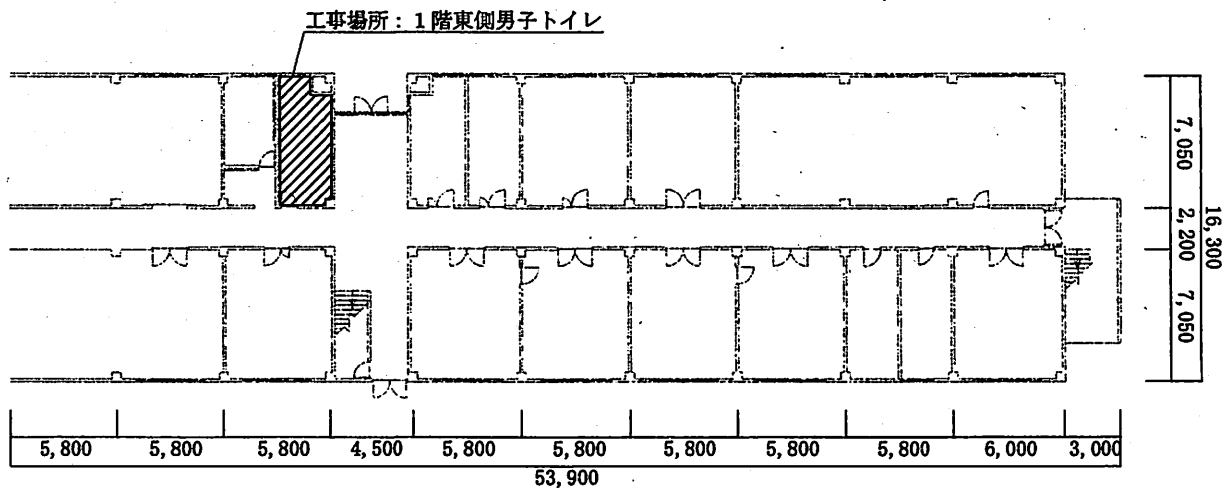
- (1) 撤去の際は、既存施設に損傷を与えないよう十分注意して作業を行うこと。また、万一損傷を与えた場合は責任を持って復旧するものとする。
- (2) 本取替工事に際し、取り外した照明器具等の設備は既設再利用とし、復旧すること。
- (3) 本取替工事完了に際し、試運転を実施し、異常の有無を確認すること。異常がある場合には、監督官に報告を行うと共に、原因を追究し、解決すること。また、試運転結果報告書(様式随意)を監督官へ提出すること。
- (4) 本取替工事で使用する材料は、すべて新品とし、図面4/9～9/9に記載の表1～表6のとおりとする。また、材料については規格同等品以上として、雑材費も請負業者が負担する。
- (5) 本取替工事に必要な工具及び取替機器等の機材については、請負業者の負担とする。また、軽微な補修資材についても同様とする。
- (6) 本取替工事の際は、養生を確実に行うこと。また、養生の範囲については、既存施設に影響を与えない範囲とする。細部については、監督官と協議すること。また、工事終了後、確実に清掃後片付けを行い、現状復旧することとする。
- (7) 本取替工事の際は、専門的な知識及び技術を有する者(メーカーの技術員認定証を有する者など)を含めて作業を実施する。作業に先立ち、それを証明できる資料等を提出すること。
- (8) 仕様書に記載又は官側の指示がなくとも技術的に当然なすべきことは実施すること。
- (9) 176号建物については、高所での作業となるため、第1に仮設足場又は高所作業車等を用いて作業すること。第2に作業に適した服装、命綱等の処置を講じ、安全には万全を期するものとする。第3に本建物は、食堂として利用しているため建物内部の換気設備にも養生を確実に行うこと。建物内部が汚れた際には、その都度清掃を行い、業務の支障をきたすことの無いよう十分注意すること。細部については、監督官と協議すること。
- (10) 176号建物実施の際、決められた時間での施工とする。事前に監督官へ工程表を提出し、承認を得ること。細部時間については、監督官と協議しその指示に従うものとする。
- (11) 本工事に際し、防水処置を確実に行うこと。細部については、監督官と協議しその指示に従うものとする。
- (12) 施工に際し、事前に現地を確認すること。

7 検 査

本工事は、検査官による施工完了検査及び提出書類すべての合格をもって工事完了とする。

担当部隊 陸上自衛隊練馬駐屯地業務隊	工事名称 167号建物ほか換気設備取替工事	図面名称 仕様書	縮 尺 図示	図面番号 2/9
-----------------------	--------------------------	-------------	-----------	-------------



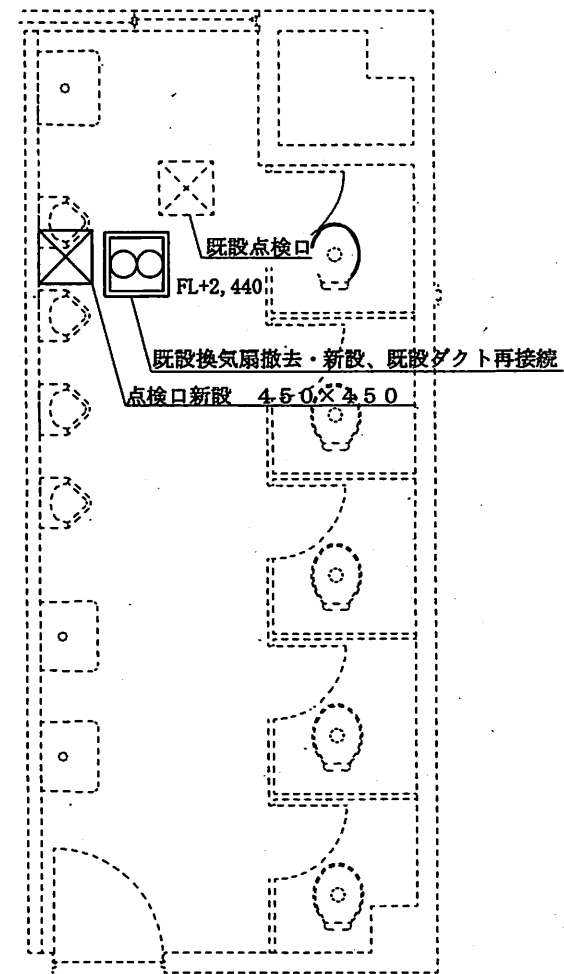


167号建物1階東側平面図 S=1/400

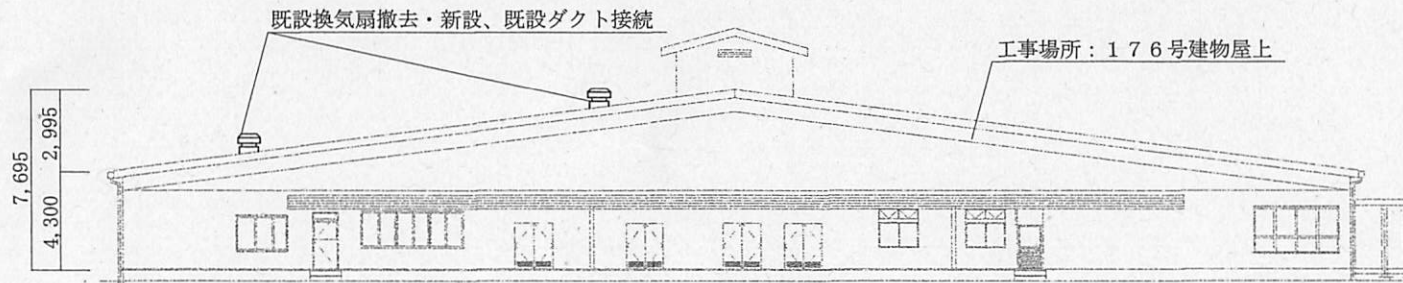
取替機器一覧表

表 1

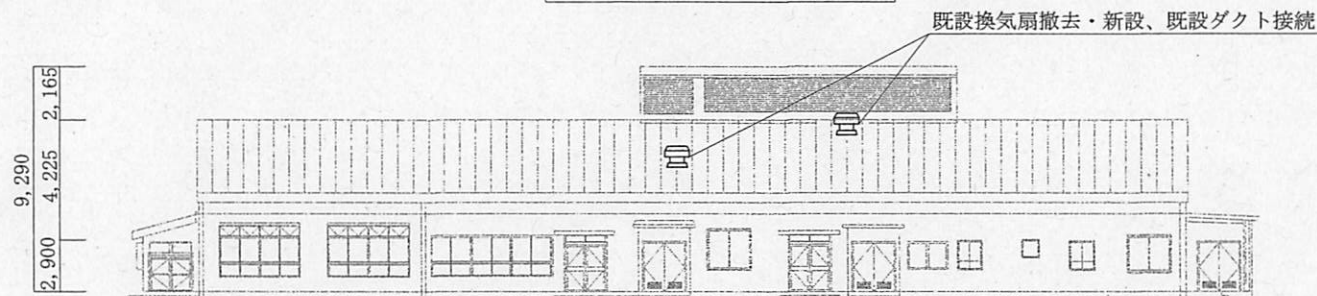
設置場所	取替機器諸元	
	メーカー型式	
	撤去	新設
167号建物1階東側男子トイレ	三菱電機 BFS-50S	三菱電機 BFS-50SG2 又は同等品以上 防振金物含む



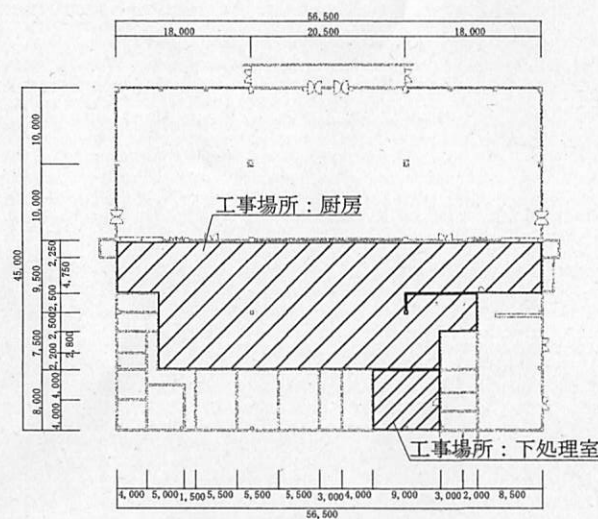
1階東側男子トイレ平面図 S=1/40



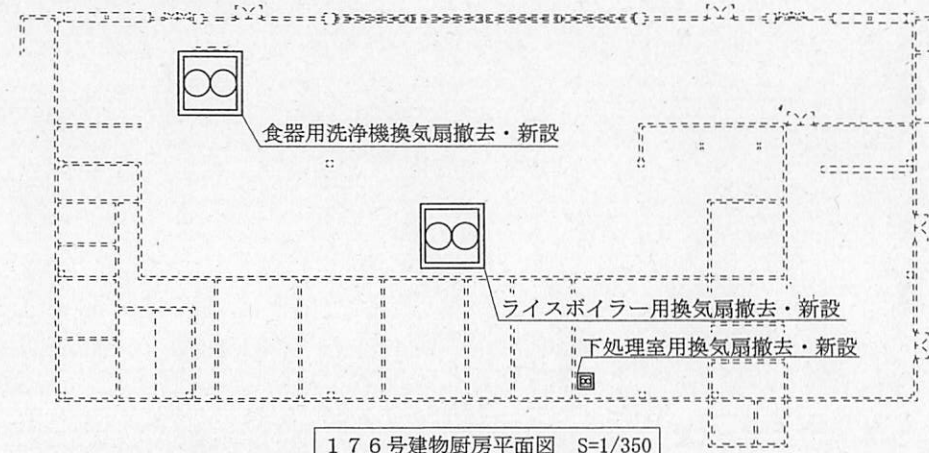
176号建物南側立面図 S=1/200



176号建物西側立面図 S=1/200



176号建物平面図 S=1/700

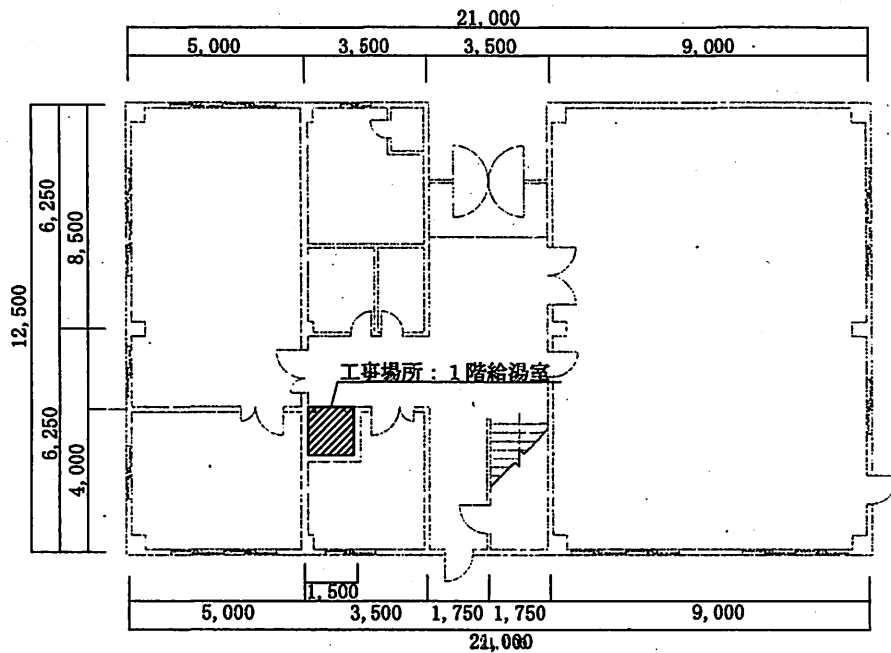


176号建物厨房平面図 S=1/350

取替機器一覧表

表 2

設置場所	取替機器諸元	
	メーカー型式	
	撤 去	新 設
176号建物 屋上換気扇	ライス・イター用屋上換気扇 カマダ ルーファン RF-35H 食器洗浄機用屋上換気扇 カマダ ルーファン RF-16H 産業用有圧換気扇 三菱電機 PF-30BSC	ライス・イター用屋上換気扇 カマダ ルーファン RF-36H-E3 又は同等品以上 食器洗浄機用屋上換気扇 カマダ ルーファン RE-16H 又は同等品以上 換気送風機 EWF-30BSA2 又は同等品以上

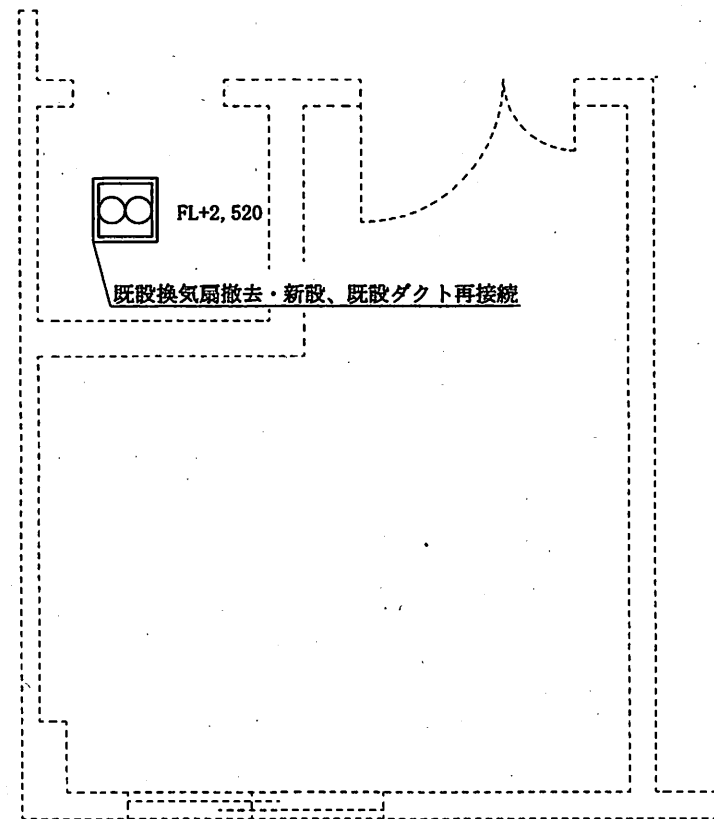


192号建物1階平面図 S=1/150

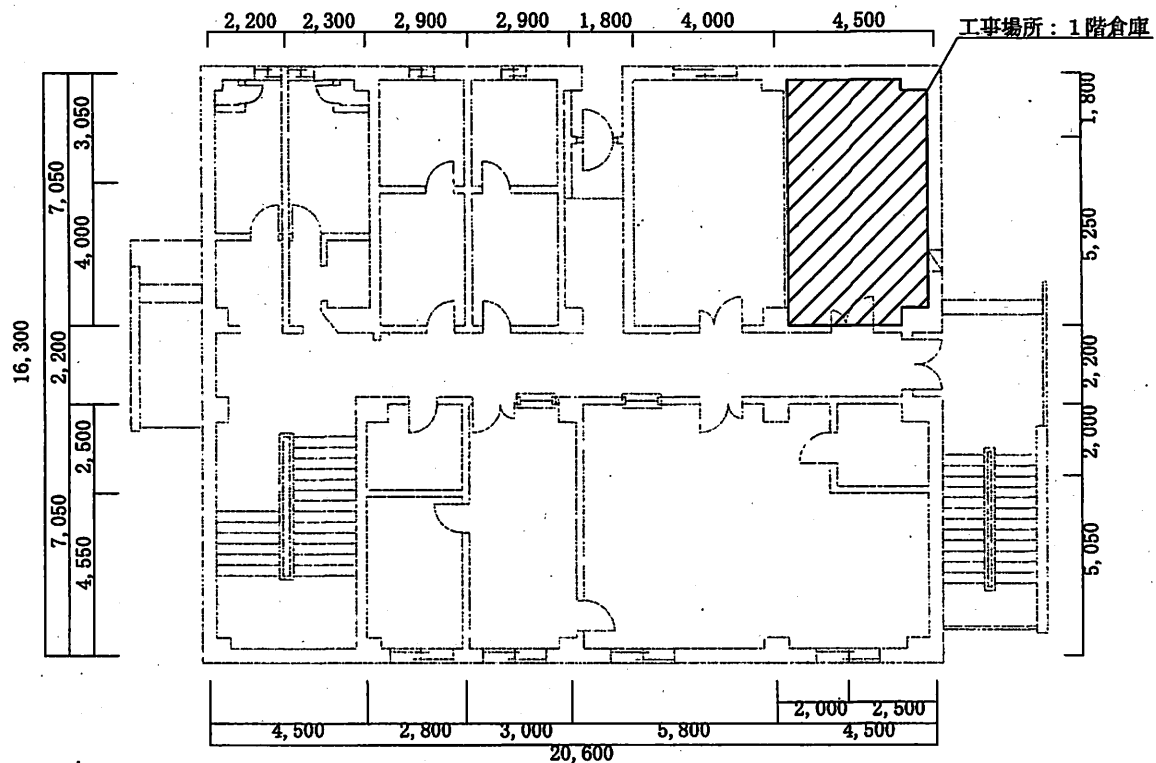
取替機器一覧表

表 3

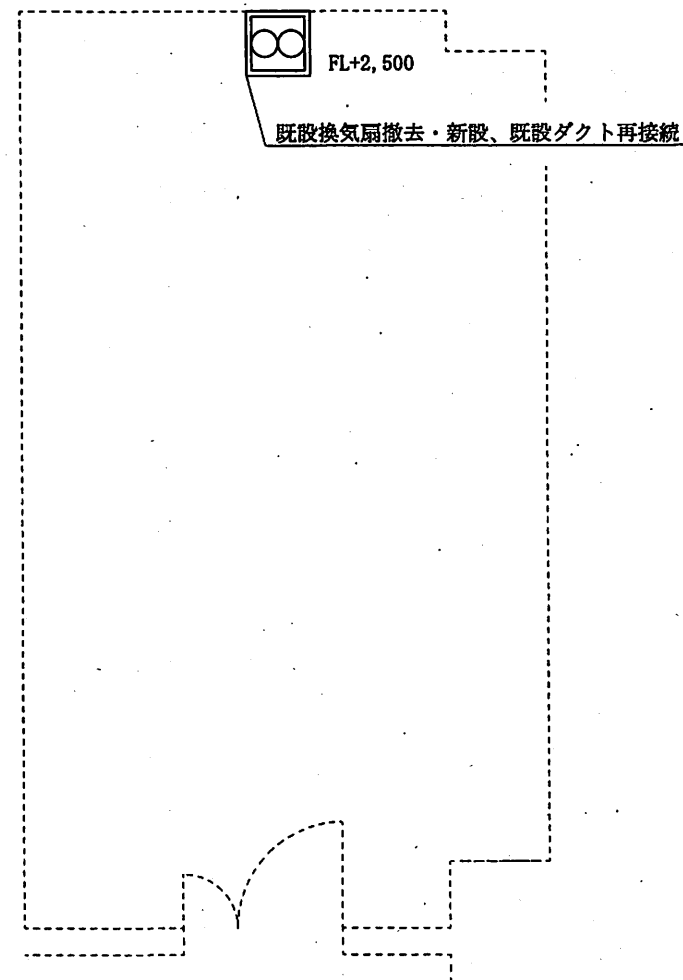
設置場所	取替機器諸元	
	メーカー型式	
	撤 去	新 設
192号建物 1階給湯室	三菱電機 VD-10Z3	三菱電機 VD-10Z14 又は同等品以上 天吊り金具含む



1階給湯室平面図 S=1/15



197号建物1階平面図 S=1/150

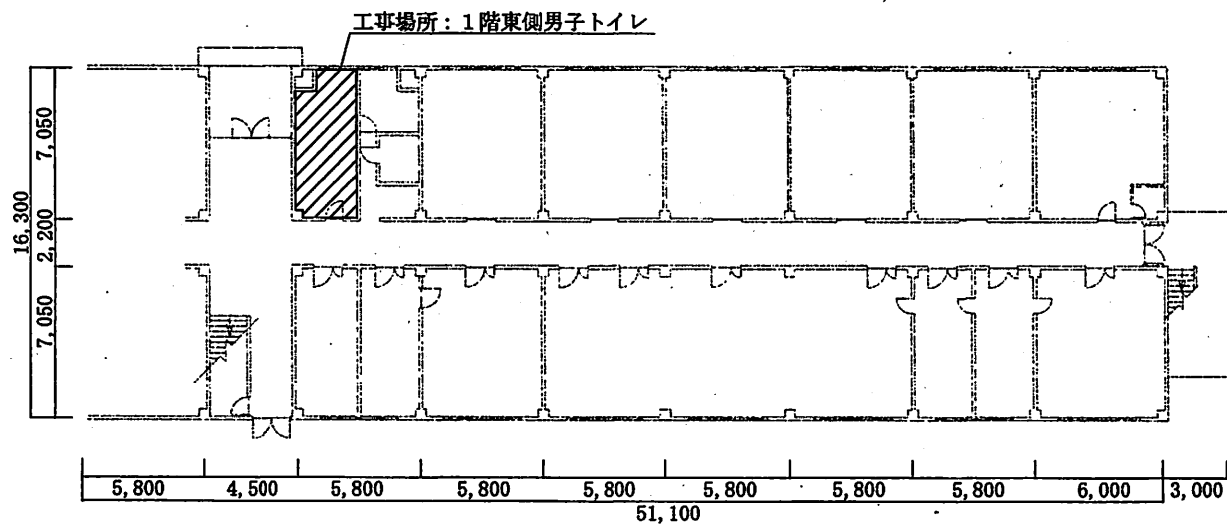


1階倉庫平面図 S=1/40

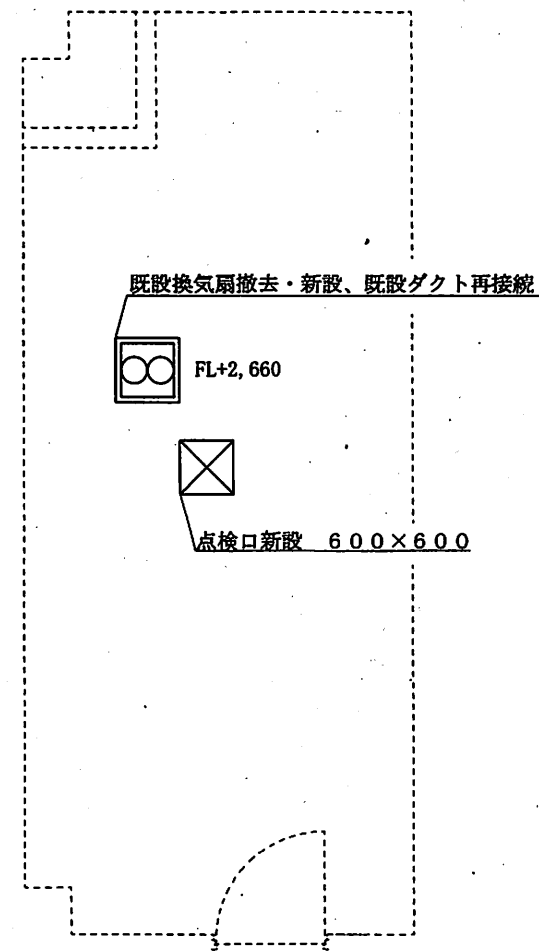
取替機器一覧表

表 4

設置場所	取替機器諸元	
	メーカー型式	
	撤去	新設
197号建物 1階倉庫	三菱電機 BFS-40SYA2	三菱電機 EF-30BSXC2 又は同等品以上



200号建物1階東側平面図 S=1/Non

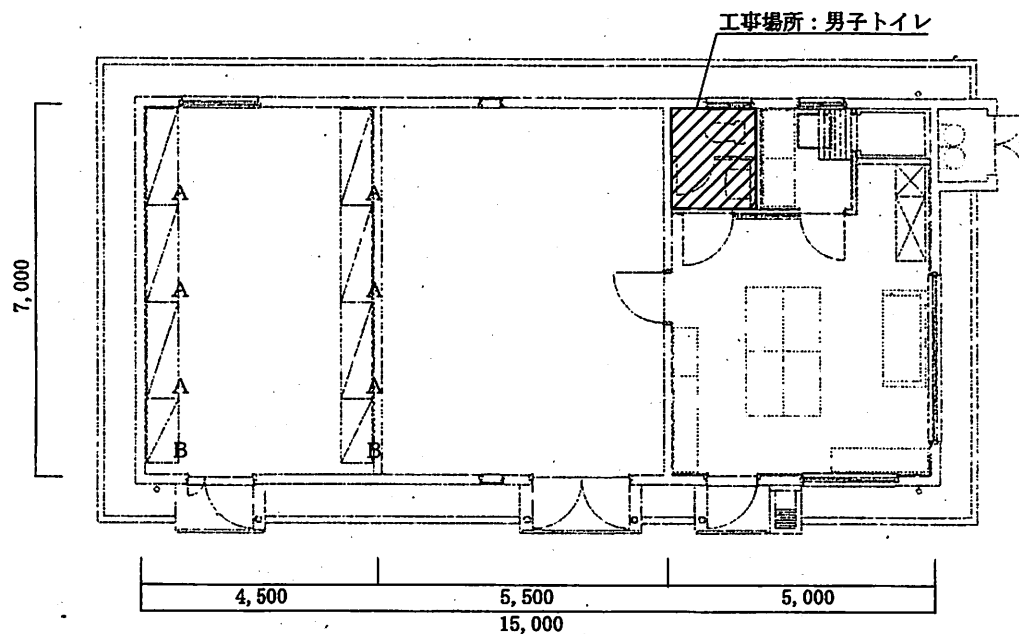


1階東側男子トイレ平面図 S=1/40

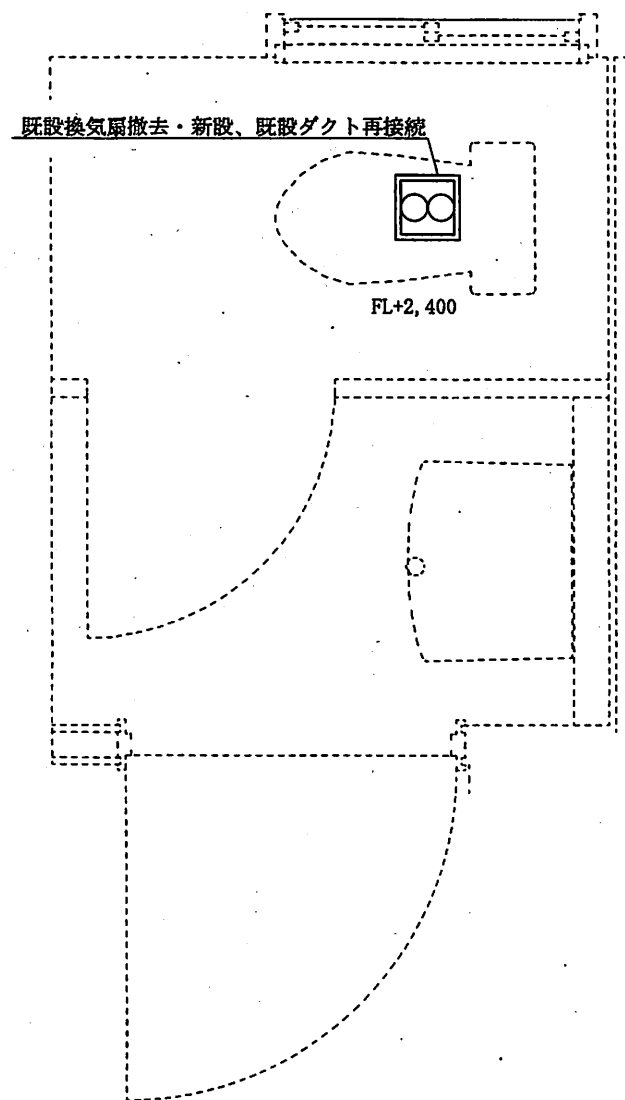
取替機器一覧表

表 5

設置場所	取替機器諸元	
	メーカー型式	
	撤去	新設
200号建物1階東側男子トイレ	三菱電機 BFS-40SYA2	三菱電機 BFS-50SG2 又は同等品以上 防振金物含む



221号建物平面図 S=1/100



トイレ平面図 S=1/15

取替機器一覧表

表 6

設置場所	取替機器諸元	
	メーカー型式	
	撤 去	新 設
221号建物 トイレ	三菱電機 VD-10Z5	三菱電機 VD-10Z14 又は同等品以上 天吊り金具含む